社会福祉法人　豊島区社会福祉事業団　駒込第三保育園

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第５条及び豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成２６年条例第３２号)第２０条に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児に基づいて、保育事業を行う目的として豊島区からの受託運営にかかる駒込第三保育園(以下「当園」という。）の運営について、当園が説明すべき事項は次のとおりです

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　豊島区社会福祉事業団
事業者の所在地	東京都豊島区西巣鴨 2-30-20
事業者の連絡先	03-5980-0294
代表者氏名	理事長　水島　正彦

（２）施設の概要

種別		認可保育所						
名称		豊島区立駒込第三保育園						
所在地		東京都豊島区駒込 2-2-3						
連絡先		施設の電話番号　　03-3915-8677 施設のＦＡＸ番号　03-3915-9481						
施設長氏名		熊谷　昌子						
開設年月日		昭和 56 年 8 月 1 日　平成 18 年 4 月 1 日運営受託						
利用定員	（２号認定）	３歳児	21 人	４歳児	22 人	５歳児	23 人	合計
	（３号認定）	０歳児	９人	１歳児	15 人	２歳児	19 人	109 人
当園の基本理念・方針		駒込第三保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）39 条及び豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関 する条例(平成２６年条例第３２号)第２０条に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。 **【社会福祉法人豊島区社会福祉事業団　保育理念】** **柔軟な発想で『変化の時代』を切り拓く人材を育てる**						

	【社会福祉法人豊島区社会福祉事業団　保育目標】 〈私たちがめざす子ども像〉 １．心も身体も元気な子ども ２．自分で考えて決められる子ども ３．友達と遊ぶことが好きな子ども **【駒込第三保育園保育方針】** ① 主体的な生活や遊びを通して、子どもの健やかな心身の発達を支えます。 ② 保護者に寄り添いながら、子育て支援を行います。 ③ 地域の子育て家庭の相談・支援を行い、地域子育て家庭を支えます。 ④ 職員の資質向上を図り、その力を十分に発揮できるようにします。

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	1121.660　㎡
	園庭	466.180　㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造　12階建ての1階部分
	延べ	655.480　㎡

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1　室	
ほふく室	1　室	
保育室	6　室	びーばー組：０歳児クラス ぺんぎん組：１歳児クラス ぱんだ組　：２歳児クラス いるか組　：３歳児クラス きりん組　：４歳児クラス らいおん組：５歳児クラス
遊戯室、ホール	1　室	
調理室	1　室	
調乳室	1　室	
沐浴室	1　室	

（５）職員体制（令和７年４月１日　現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	１　人	１　人	０　人	園務の統括、職員の業務管理
副園長	０　人	０　人	０　人	園長の補佐とその業務の分担
主任	３　人	３　人	０　人	園長・副園長の補佐とその業務の分担　保育士の統括　保護者の育児相談　地域支援
保育士	23　人	15　人	８　人	保育業務
保育補助者	５　人	０　人	５人	保育業務の補助
看護師	１　人	１　人	０　人	子どもの健康管理　園の衛生管理
事務職員	１　人	０　人	１　人	当園の事務及び雑務
栄養士	２　人	２　人	０　人	給食の献立作成
調理員	３　人	０　人	３　人	給食及びおやつの調理
用務	２　人	０　人	２　人	園舎内外の清掃業務

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７時１５分～１８時１５分（１１時間）
	保育短時間	９時００分～１７時００分（８時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：１８時１５分～２０時
延長保育(スポット利用)	保育標準時間 (平日のみ)	夕：１８時１５分～１９時１５分
	保育短時間 (月～金)	朝：７時１５分～９時 夕：１７時～１９時１５分
	保育短時間 (土曜日)	朝：７時１５分～９時 夕：１７時～１８時１５分
開所時間 ※18：15 以降に園児の利用がない場合は閉所となる場合があります。緊急時連絡先→090-6007-0084	月～金曜日	７時１５分～２０時
	土曜日	７時１５分～２０時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

【各自の保育を提供する時間】

・各世帯の保護者の就労時間や、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上個別に決定します。

・災害・伝染病の発生時等の非常時の場合は、前項に関わらず保育時間の変更、臨時休園等の対応をいたします。

【慣れ保育】

・入園してから、お子さんが保育園の生活に無理なく慣れていくため、状況に応じて短い保育の提供時間からすすめていく「慣れ保育」を行います。

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
保育料	豊島区の基準によるもの	
延長保育料	月極利用（入園グループに申請※利用月の前月 25 日まで）	4,000　円/月
	スポット利用（保育園に申請※当日朝まで）	400　円/1 日

（８）提供する特定教育・保育の内容

①子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、上記（６）に記載する時間において特定教育・保育を提供します。

② 食事の提供

③ 健康管理

④ その他、保育に係る行事等　(しおり参照)

⑤ 障害児保育

⑥ 延長保育（定員あり）

⑦ 産休明け保育

⑧ ふれあい保育体験事業

⑨ 短期特例保育

⑩ 地域交流

⑪育児相談 ⑫その他（身体測定（毎月）・健康診断（毎月）・避難訓練（毎月）・歯科検診(年２回)）

【給食について】

○給食の方針

・自園調理（シダックスフードサービス株式会社に委託）

○保育園では、栄養に配慮し、統一した献立に基づいて給食を提供しています。

○標準献立予定表は、毎月お知らせします。

○遠足等で、家庭からお弁当を持参していただくことがあります。

○アレルギー対応

・食物アレルギーについては、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに則り医師の判断と生活管理指導表に基づき、除去食での対応をしています。対応に際しては保護者の方、看護師、園長、調理師と内容を確認し、開始します。
ただ、アレルギーの内容により除去食で対応しきれない場合は、ご家庭から弁当を持参していただくこともあります。

（９）利用の開始及び終了に関する事項

【２号・３号認定子ども（保育認定)】

利用者の決定	豊島区が行う利用調整による
退園理由	・　２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・　保護者から退園の申出があったとき ・　利用継続が不可能であると豊島区が認めたとき ・　その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（１０）緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、児童に体調の急変などがあった場合、すみやかに児童の保護者又は緊急連絡先、嘱託医やその他医療機関への連絡や受診を行う等の必要な措置を講じます。

（１１）嘱託医

医療機関の名称	ちあふるクリニック東池袋小児科
医院長名	杉山　尚人 医師
所在地	東京都豊島区東池袋 4-2-1
電話番号	03-6907-0525

（１２）嘱託歯科医

医療機関の名称	あき歯科
医院長名	松山　亜紀 医師
所在地	東京都豊島区駒込 2-7-8
電話番号	03-3915-6481

（１３）非常災害対策

防火管理者	熊谷　昌子
消防計画届出年月日	令和 5 年 4 月 28 日
避難訓練	避難訓練及び消火訓練を月 1 回実施します。 年に 1 回保護者参加の引取訓練を実施します。
防災設備	火災報知器、非常ベル、煙感知器、消火器、誘導灯を備えています。
避難場所	駒込小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、災害用伝言ダイヤル（171)、

【管轄する消防署】

消防署名	豊島消防署
所在地	東京都豊島区東池袋 3-19-20
電話番号	03-3985-0119

【管轄する警察署】

警察署名	巣鴨警察署
所在地	東京都豊島区北大塚 1-15-15
電話番号	03-3910-0110

（１４）相談・要望・苦情窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	鈴木　圭	主任
相談・苦情解決責任者	熊谷　昌子	園長
第三者委員	堀口　つき子	03-5980-0294 (法人事務局にご連絡ください)
	岡安　喜久夫	03-5980-0294 (法人事務局にご連絡ください)

（１５）賠償責任保険の加入状況

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター　災害共済給付制度
保険の内容	保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での通園中のケガなど事故が発生した場合に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法で定められた給付金が支給されます。 ※子ども医療費助成制度とは併用できません。日本スポーツ振興センター法に基づく給付制度の適用を受ける場合は、乳幼児医療証は使用しないようにお願いいたします。詳しくは、令和７年度豊島区立保育園のしおり（重要事項説明）をお読みください。
保険金額	医療費の自己負担の総額（2割負担分）が 1,000 円以上の場合に適用されます。詳しい事は別紙「災害共済給付制度のお知らせ」をお読みください。

保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
保険の内容	保育所の施設管理又は職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または、財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用

（１６）虐待防止等の措置

（体制整備等 ）

入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。

（緊急時の対応）

児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、そして当園の負う通告義務に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

○豊島区児童相談所　　０３－６７５８―７９１０

○児童相談所虐待相談ダイヤル　１８９（いちはやく）

○東部子ども家庭支援センター　０３－５９８０－５２７５

（１７）個人情報の取り扱い

個人情報保護方針

当保育園は、個人情報の重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の扱いにあたり、関係法令及び当法人の個人情報保護規程を遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者のみならず地域から信頼される保育園を目指します。

１．個人情報の取得、利用について

当保育園は、個人情報を取得する際には、利用目的を公表または通知します（本方針による公表を含む。）。また、ご本人(保護者)の皆様から直接契約書その他の書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示し、適法かつ公正な手段によって取得いたします。

当保育園は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用いたします。

２．個人情報の利用目的

当保育園は、保護者の方の同意の元、下記の用途で個人情報を利用させていただきます。

(1)入園に関する業務

(2)保護者との連絡に関する業務

(3)園児の保育に関する業務

(4)園児の記録管理に関する業務

(5)園児の健康状態把握に関する業務

(6)卒園児の確認に関する業務

(7)園ホームページ・職員採用に関する業務

(8)行政等の関係機関に要請されるもの

(9)インターネット写真販売

※上記以外の利用目的が生じた場合は、個別に同意を取らせていただきます。

３．個人情報の適切な管理について

(1)個人情報は漏洩、滅失または毀損がないよう適切に管理します。

(2)利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

４．個人情報の開示、修正および利用停止について

当保育園は、本人から個人情報について開示、修正および利用停止の請求があったときは、

内容を確認し、速やかに対応します。

個人情報についての相談窓口

当保育園の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、園長（個人情報管理者）または主任までお申し出ください。

◆電話：03-3915-8677　　◆受付時間：9:00～17:00

（１８）登園における留意事項

○保育時間を守りましょう。職員に声をかけてください。

○登降園の際は、必ず職員に声をかけてください。

○お迎えの際、お子さんを引き取られたら目を離さないようにしましょう。

○安全のため、責任ある方が付き添って登降園しましょう。中学生の場合は、ご相談ください。

○欠席や登園が遅くなる場合は、9 時 15 分までに連絡してください。（連絡方法は駒込第三保育園のしおり参照）

連絡がない場合、10 時頃を目安に園から確認のご連絡をさせていただきます。

○原則、お子さんは保護者以外には、お渡しできません。送迎者を変更する時は、事前に職員にお知らせください。

○送迎者カードを保護者の方に配布します。着用して送迎してください。

○正門・玄関について

・正門・玄関は電気錠になっています。保護者の方に暗証番号をお知らせします。保護者以外の方には、危機管理上知らせないでください。保護者以外の方は、インターフォン対応となります。

・正門・玄関の電気錠番号キー、正門解徐ボタン、玄関ドアの鍵のつまみは、子どもに触らせないでください。子どもの安全を守るため、必ず大人が解錠・施錠の操作をしてください。また、故障の原因にもなりかねます。

・正門は、防犯上、開けたら必ず閉めてください。施錠されていないと、子どもの園外への飛び出しや不審者の侵入につながります。

・玄関のドアで子どもが指を挟まないように気をつけましょう。

○行事などの際に撮影したもの（他の児童や保護者・職員が写っているもの）を、インターネット上には掲載しないでください。

○園内での飲食は禁止です。アレルギーのあるお子さんもいます。持ち込みを含め、禁止とさせていただきます。

○玩具・現金などは、持たせないようにしましょう。

○ケガや誤飲に繋がる危険があるため、髪留めのピンや飾りのついたゴム、リュックにキーホルダーをつけるのはやめましょう。

○駐輪場・駐車場はありませんので、行事の時には、必ず徒歩での登園をお願いします。

○担任との話し合いは、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間で事前に時間を申し出てください。

○ヘルメットを着用しましょう。

・子どもを補助椅子に乗せた自転車事故が増えています。幼児用自転車ヘルメットを使用し、事故から子どもを守りましょう。また、停車中に子どもを乗せたままその場を離れないようにしましょう。